

様式第二号の八(第八条の四の五関係)

(第1面)

産業廃棄物処理計画書

令和4年 6月1日

滋賀県知事
三日月 大造 殿

提出者

住 所 滋賀県彦根市平田町1128

氏 名 株式会社 棚橋食品 代表取締役 棚橋朋大
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 0749-23-0077

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	株式会社 棚橋食品
事業場の所在地	滋賀県彦根市平田町1128
計画期間	令和4年4月1日～令和5年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類	09 食料品製造業
②事業の規模	生産額 809,805,000円
③従業員数	52人
④産業廃棄物の一連の処理の工程	・汚 泥 → 再生処理業者に委託して肥料化 ・廃プラ類 → 再生処理業者に委託してRPF再資源化

(日本工業規格 A列4番)

(第2面)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

社長（工場長）→統括部長→製造第一課責任者・第二課責任者・排水処理課長・総務主任

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和3年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃プラスチック類
	排出量	3,108 t	10.2 t
	(これまでに実施した取組)		
適正な排水処理管理の実施による使用水量減少と排水処理能力の改善で、汚泥排出量が昨年より減少改善した。			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃プラスチック類
	排出量	3,100 t	10 t
	(今後実施する予定の取組)		
適正な排水処理管理（汚泥脱水等）・・・薬剤に依存した従来の管理体制から菌本来の働きを活性化させる手法に変換。更に、担当者のレベルアップを図り、管理体制を強化する。プラスチック製包装容器は、ロス量の削減を継続して取り組む。			

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 汚泥・プラスチック製容器包装
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 汚泥・プラスチック製容器包装

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
①現状	【前年度（令和 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
①現状	【前年度（令和 3年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	2,797 t	t
	(これまでに実施した取組)		
適正な排水処理管理により使用水量減と排水処理能力の向上（菌の活性化）により、汚泥排出量が昨年より減少改善した。			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	2,700 t	t
	(今後実施する予定の取組)		
適正な排水処理管理（汚泥脱水等）・・・28年2月より従来の薬品に依存した管理から菌本来の働きを活性化させる手法にシフト。これを継続発展させることで排水処理能力を向上させ、処理汚泥を削減する。＜6年前からの継続取組事項＞			

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（令和 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（令和 3年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃プラスチック類
	全処理委託量	311 t	10.2 t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	311 t	10.2 t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
排水処理の適正な管理運用を実施。工場の排水を削減し汚泥排出減に繋げる。			

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃プラスチック類
	全処理委託量	310 t	10 t
	優良認定処理業者への 処理委託量	t	t
	再生利用業者への 処理委託量	310 t	10 t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t
(今後実施する予定の取組)			
工場からの無駄な排水量を削減し、製品ロスによる廃プラスチックの排出量も削減することで、委託量を削減する。更に、排水処理を薬品に依存していた体制を菌本来の活性化にシフトする手法を継続発展させることで汚泥排出量を削減させる。6年前からの継続取組事項。			
※事務処理欄			

(第6面)

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。